

平成24年秋季重点要請事項

平成24年11月

北海道市長会

北海道市長会重点要請事項

地域の自主性及び自立性を高めるための改革や地方税財源の充実・確保のほか、社会保障と税の一体改革などについて、国においては住民に一番身近な仕事をしている市町村の意見を聞き、政策に反映させることが重要であると考えます。

つきましては、現下の厳しい地方財政を踏まえ、北海道内の各市におけるまちづくりや行財政運営に特に大きな影響を与える下記の重点事項について、特段の配慮を要請いたします。

記

〔地方行財政関係〕

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進について
 - (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に向けた、国と地方の役割分担の明確化、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの廃止・縮小及び条例制定権の拡大については、分権型社会の実現に向け、第3次一括法の早期成立を図るとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、一層の権限移譲や義務付け・枠付けの更なる見直しを図ること。
 - (2) 国の出先機関改革については、東日本大震災などをはじめとした最近の大規模災害等において、出先機関と市町村が一体となって迅速な復旧が行われたことなどを踏まえ、その検討にあたっては、人命と地域の安全・安心を守るという観点に立って、「国と地方の協議の場」や、地方自治体、なかでも住民に最も身近な基礎自治体である市町村との間で十分な協議を行うこと。
 - (3) 国と地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリー・バランス）が国の財政健全化の目標とされているが、これまで国を上回る行財政改革に努めてきた地方の実態を踏まえ、国は自らの行財政改革を真摯に実行し、プライマリー・バランス論を根拠として地方の財政負担を増大させることのないようにすること。

2 地方税財源の充実・確保等について

(1) 地方税の充実強化について

① 地方が真に自主的、自立的な行財政運営を行うためには、事務量に見合う税源配分が必要であるため、国から地方へ税源移譲することにより、地方税の充実・強化を図り、国・地方間の税源配分を当面5：5とすること。

(2) 地方交付税について

① 平成24年8月に閣議決定された「中期財政フレーム（平成25年度～平成27年度）」において、地方の一般財源の総額については、平成24年度の水準を下回らないこととなっておりますが、財源調整と財源保障の機能を持つ地方交付税の確保が何より重要であります。

したがって、平成25年度予算に向けては、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込み、必要な地方交付税総額の確保を図ること。

その際、常態化している地方財源不足の解消は法定率の引き上げにより対応すること。

② 地方自治体においては、これまで給与の独自削減や人員削減を行うなど、厳しい行財政運営に取り組んできたことを踏まえ、国家公務員の給与の削減措置について、地方財政計画や地方交付税の算定には決して反映させないこと。

(3) 国庫補助負担金改革について

① 国庫補助負担金については、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、廃止し、財源移譲を進めること。その際、地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担率の引き下げは決して行わないこと。

② 市町村に対する地域自主戦略交付金については、年度間の変動や地域間の偏在が大きいという課題を踏まえ、必要とする事業の執行に支障が生じないよう、その総額の確保や適正な配分方法とともに、地方交付税制度との整合性にも十分留意し、地方にとって自由度の高い制度とすること。

その際、先行する都道府県及び政令指定都市における運用状況等を踏まえ、市町村の意見を十分反映したものとすること。

3 社会保障と税の一体改革について

(1) 社会保障と税の一体改革については、地方自治体が社会保障の最前線において中心的な役割を果たしていることを踏まえ、具体的な制度の検討にあたっては、引き続き「国と地方の協議の場」等において真摯な協議を行い、地方の意見を的確に反映すること。

(2) 社会保障・税番号制度の構築にあたっては、この制度が地方自治体の実施している事務に極めて重大な影響を及ぼすことから、国と地方自治体が情報を共有し、十分な調整・協議を行うこと。

また、導入した場合、混乱が生じることのないよう、国民への周知を徹底するとともに、市町村への早期かつ十分な情報提供を行うこと。

〔医療・福祉・教育関係〕

1 医療保険制度の抜本改革について

高齢者医療制度の見直しにあたっては、被保険者をはじめ現場に大きな混乱が生じることがないよう、市町村の意見を十分聞くとともに、医療保険制度の一本化に向け、国民健康保険における都道府県単位の広域化を着実に推進すること。

また、その実施にあたっては、被保険者への周知徹底や自治体への速やかな情報提供を図るなど、十分な準備期間を設けるとともに、システム改修経費等については、国の責任において必要な財政措置を講じること。

2 総合的な子育て支援策等について

(1) 総合的な子育て支援策については、国と地方が協働して構築する必要があることから、「子ども・子育て支援新制度」の詳細の検討にあたっては、国と地方の協議の場などを通じて、実施主体である市町村の意見を十分反映すること。

(2) 新たな児童手当制度については、制度変更や申請手続きなどの周知の徹底を図るとともに、事務を担う地方自治体への正確で速やかな情報提供を行い、事務処理に混乱が生じないよう十分に配慮すること。

〔経済・労働関係〕

1 北海道観光の振興について

多彩な観光資源に恵まれた北海道を国際的にも通用する観光地とするため、必要な措置を講じること。

(1) 財政上、税制上又は金融上の特例的な措置の創設

- ①宿泊施設をはじめとする施設整備に係る課税の特例措置の創設
- ②特定免税店制度の創設

(2) 外国人の出入国に対応できるよう空港及び港湾におけるC I Q体制の整備充実を図ること。

特に関税法、出入国管理法等の関係法令で指定されていない空港への国際チャーター便の乗り入れ及び港湾においては需要に応じたC I Q機関職員の万全な体制を構築すること。

(3) 中国からの定期便の新千歳空港への乗り入れ制限を更に緩和すること。

2 雇用対策について

(1) 雇用創出基金事業については、雇用対策として一定の効果を挙げているが、正規雇用につながるよう当該制度の拡充を含めた雇用創出効果の高い施策を講じるとともにその継続を図ること。

また、介護・医療・農林・環境等の分野における再就職・能力開発対策、建設労働者の雇用の確保対策を着実に推進し、雇用の維持を図ること。

(2) 職業能力開発促進センターについては、特に厳しい北海道の雇用情勢の中で、再就職促進・人材育成など地域に大きく貢献していることを十分に考慮し、引き続き、国の責任においてその機能を維持すること。

〔農林水産関係〕

1 環太平洋連携協定（ＴＰＰ）について

- (1) TPPについては、北海道の基幹産業である農林水産業のみならず各産業分野、さらには、地域経済にも大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、正確な情報を把握し、我が国に与える影響を総合的に分析した上で、そのメリット・デメリット等を明らかにすること。
- (2) TPPが国内の農業に及ぼす影響を十分考慮し、食の安全・安定供給、食料自給率向上に向けた持続可能な農業を確立するため、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」などで示されている安定財源の確保など、実効性のある対策を明らかにし、その上で広く国民的議論を尽くすこと。
- (3) 関税が撤廃された場合、特に大きな影響を受ける、米や小麦、でん粉、てん菜、牛肉、乳製品などの重要品目を多く抱える北海道農業に対して、将来にわたって継続した営農ができる対策が示され、道民合意がなされない限り、交渉への参加を決して行わないこと。

2 農業の振興について

- (1) 食料供給力の確保・向上に必要な農地、農業水利施設等の生産基盤整備の実施については、引き続き必要な予算枠を確保するとともに、地域の創意工夫を活かした柔軟な整備が可能となるような制度の見直しを検討し、地元負担の軽減について配慮すること。
- (2) 戸別所得補償制度の実施にあたっては、生産者及び自治体の意見を十分に尊重するとともに、北海道農業の特性や実情の反映等の検証を行い、食料自給率の向上をはじめ、生産者の所得の安定、生産意欲の維持向上など、真に農業者の経営安定に資するものとすること。

また、農業者が将来にわたって安心して営農ができるよう、この制度の安定的かつ継続的な実施に向け、法制化を図ること。

3 水資源の保全について

上水道の供給源である水源涵養林を保全するため、水源地域の森林地帯などの土地の売買に関する新たな仕組みを整備すること。

また、水道事業者が同土地を買収する際の財政支援制度を創設すること。

4 海獣との共存に向けた漁業被害に対する新たな補償制度の創設について

トドやアザラシなどの海獣により増大する漁業被害については、漁網の破損や漁獲物の食害に対する経費補填など、沿岸漁業と海獣との共存を可能にするような新たな制度を早期に創設すること。

〔社会基盤整備関係〕

1 交通体系の整備促進について

〈新幹線関係〉

- (1) 新函館（仮称）・札幌間の一日も早い着工と早期完成を図ること。
- (2) 青函トンネル共用区間におけるすれ違い走行問題の早期解決及び新青森・新函館（仮称）間の早期開業を図ること。
- (3) 幅広い観点での建設財源の確保に努めるとともに、地方負担に対する財源措置の充実強化を図ること。

〈道路関係〉

- (4) 有料道路方式及び新直轄方式による高速自動車国道の整備を更に加速すること。
 - ① 着手している区間の早期完成を図ること。
 - ② 新直轄方式区間のうち、抜本的見直し区間を早期に着手すること。
 - ③ 基本計画区間及び予定路線を早期に着手すること。

〔防災・原子力発電所対策関係〕

1 防災対策の強化について

- (1) 道路、上下水道等のライフライン施設の耐震化や資器材の備蓄をはじめとした防災機能の高度化を推進するとともに、災害対策本部や支援・避難拠点となる市役所等の公共・公用施設の耐震化などをさらに促進するため、緊急防災・減災事業の継続と必要な地方債資金の確保など、適切な財政措置を講じること。
- (2) 大規模な災害に対応するため、広域的なネットワーク形成が必要であり、代替路をはじめとした基幹道路の整備促進を図ること。
- (3) 災害に強い海上輸送ネットワークと地域防災力の増強を図るため、耐震強化岸壁の整備など、防災機能の高度化を推進するとともに、財政措置を拡充すること。

また、太平洋側を中心に集約されてきた物流拠点について、リスク分散の観点から、日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強化を図ること。

2 エネルギー政策の確立と原子力発電所への対応について

- (1) 地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を前提に、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中・長期的なエネルギー政策のあり方について国民的議論を尽くした上で必要な措置を講じること。
- (2) 国は東京電力とともに原子力発電所事故の早期収束を図り、住民の安全確保と不安解消に努めるとともに、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。
- (3) 大間原子力発電所については、建設予定地から北海道まで最短で23キロメートルしか離れておらず、活断層の存在も懸念されており、大きな危険性が指摘されている。また、国においては、現在、原子力規制委員会が新たな安全審査基準の検討を行っているところである。

については、事故などが生じた場合、地域経済に壊滅的な打撃を与えるものであるにもかかわらず、函館市や北斗市をはじめとす

る北海道内の自治体等への十分な説明もなく、福島第一原子力発電所の事故原因の究明もなされていない中で再開された大間原子力発電所の建設工事は中止すること。

- (4) 原子力関係施設に対する地震・津波対策など安全審査基準の強化、地形・気象条件等を十分考慮した「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z）」の拡大や新たな避難路の確保・避難先の選定方法などを考慮した防災指針の抜本的な見直しを行い、安全の徹底を図るとともに、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安の解消に努めること。
- (5) 大気、海水、農地、農水産物などに対するモニタリングを継続的に実施し、その安全性について的確な情報を迅速に発信すること。

〔北方領土・自衛隊・その他関係〕

1 北方領土の早期返還について

一日も早い北方領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ、強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力をすること。

2 北海道の自衛隊の体制堅持・拡充について

自衛隊は国土の防衛はもとより、災害派遣による安全・安心の確保に重要な役割を担うとともに、地域経済や地域社会、まちづくりに大きな影響を与えていていることから、現行の北海道の自衛隊の体制を堅持すること。

また、東日本大震災における自衛隊の救援活動の重要性などに鑑み、人的体制の拡充を図ること。

3 公共施設の解体及び管理放棄住宅等への対策について

- (1) 廃棄物処理施設、し尿処理施設等の閉鎖に伴う施設の解体においては、一時的に多額の費用が必要であるほか、防災・防犯上、さらに景観・環境保護の観点からも、このような施設の解体については、市町村の財政負担が軽減されるよう、補助制度の創設や起債措置の拡充等の適切な財政措置を講じること。
- (2) 管理放棄された住宅や倉庫等については、防災や防犯、景観、土地利用の促進等の観点から、地方自治体が解体撤去等を弾力的に対応できるよう法整備を行うとともに、その費用についての財政措置の拡充を図ること。